

# 報告資料 1

昭島市教育委員会教育長訓令第 1 号

昭島市教育委員会事務局

昭島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8年 3月 24日

昭島市教育委員会

教育長 山下 秀 男

昭島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

昭島市教育委員会事務決裁規程（昭和57年昭島市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1の項及び2の項を次のように改める。

1 使用料及び賃借料に関するもの			80	40
2 原材料費に関するもの			150	30

別表3の部上記以外のものの項を次のように改める。

上記以外のもの			150	30
---------	--	--	-----	----

別表4の項、5の項及び6の項を次のように改める。

4 備品購入費に関するもの			150	30
5 委託契約に関するもの			100	50
6 校舎その他の施設の維持管理のための工事請負契約及び修繕料に関するもの	200		100	50

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

昭島市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新					旧							
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）							
(単位 万円)					(単位 万円)							
項目	専決区分	学校教育 教育部長	部長	教育総 務課長	課長	項目	専決区分	学校教育 教育部長	部長	教育総 務課長	課長	
1				<u>80</u>	40	1					40	
2				<u>150</u>	30	2				<u>80</u>	30	
3 需用 費			10		3	3 需用 費			10		3	
			全		50				全		50	
					50							50
				<u>150</u>	30						<u>80</u>	30
4			<u>150</u>	30	4				<u>80</u>	30		
5			<u>100</u>	50	5						50	
6		<u>200</u>		100	50	6		<u>130</u>		100	50	
7			全		50	7			全		50	
8			全			8			全			
9		全		100		9		全		100		
10			全		50	10			全		50	
備考 この表中「10」等とあるのは、「10万円以下の金額で、同項中下位の専決範囲と重複する部分を除いた金額」等を、「全」とあるのは「同項中のすべての金額又は同項中下位の専決範囲と重複する部分を除いた金額」を示す。					備考 この表中「10」等とあるのは、「10万円以下の金額で、同項中下位の専決範囲と重複する部分を除いた金額」等を、「全」とあるのは「同項中のすべての金額又は同項中下位の専決範囲と重複する部分を除いた金額」を示す。							

昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月25日

昭島市教育委員会  
教育長 山下 秀 男

昭島市教育委員会規則第 5 号

昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

昭島市教育委員会事務局処務規則（昭和57年昭島市教育委員会規則第4号）の一部を次のとおり改正する。

別表学校教育部の部教育総務課の款学務係の項中第5号「並びに教職員」を削る。

別表学校教育部の部指導課の款教職員係の項中第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第4号の次に次の1号を加える。

（5）教職員の健康診断その他の保健に関すること。

別表生涯学習部の部アキシマエンス管理課の款管理係の項中第2号「及び労働条件審査」を削る。

別表生涯学習部の部アキシマエンス管理課の款文化財係の項中第3号「及び労働条件審査」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

昭島市教育委員会事務局処務規則新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
部	課	係	分掌事務	部	課	係	分掌事務
学校 教育 部	教育 総務 課	庶務係	(省略)	学校 教育 部	教育 総務 課	庶務係	(省略)
		学務係	(1) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童、生徒及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。 (2) 通学区域に関すること。 (3) 学級の組織編成に関すること。 (4) 児童及び生徒に係る就学奨励に関すること。 (5) 児童、生徒及び幼児の健康診断その他の保健に関すること。 (6) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。 (7) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。 (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。 (9) 学事に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。 (10) 育英事業に関すること。 (11) 教育人口の推計に関すること。 (12) 私立専修学校及び私立各種学校の設立の認可等に関すること。 (13) その他学事に関すること。			学務係	(1) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童、生徒及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。 (2) 通学区域に関すること。 (3) 学級の組織編成に関すること。 (4) 児童及び生徒に係る就学奨励に関すること。 (5) 児童、生徒及び幼児並びに <u>教職員</u> の健康診断その他の保健に関すること。 (6) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。 (7) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。 (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。 (9) 学事に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。 (10) 育英事業に関すること。 (11) 教育人口の推計に関すること。 (12) 私立専修学校及び私立各種学校の設立の認可等に関すること。 (13) その他学事に関すること。

新				旧			
	指導課	施設係	(省略)	指導課	施設係	(省略)	
		指導係	(省略)		指導係	(省略)	
		教職員係	(1) 教職員の任免の内申その他人事に関する事。 (2) 教職員の服務に関する事。 (3) 教職員の給与、旅費、退職手当等に関する事。 (4) 教職員の福利厚生に関する事。 (5) <u>教職員の健康診断その他の保健に関する事。</u> (6) 事務処理の特例による都費の歳入歳出外現金の経理に関する事。 (7) 教職員の履歴事項の整理に関する事。 (8) 教職員の調査統計に関する事。 (9) その他教職員に関する事。 (10) 非常勤講師に関する事。		教職員係	(1) 教職員の任免の内申その他人事に関する事。 (2) 教職員の服務に関する事。 (3) 教職員の給与、旅費、退職手当等に関する事。 (4) 教職員の福利厚生に関する事。  (5) 事務処理の特例による都費の歳入歳出外現金の経理に関する事。 (6) 教職員の履歴事項の整理に関する事。 (7) 教職員の調査統計に関する事。 (8) その他教職員に関する事。 (9) 非常勤講師に関する事。	
	特別支援教育係	(省略)	特別支援教育係	(省略)			
	学校給食課	(省略)	(省略)		学校給食課	(省略)	(省略)
生涯学習部	社会教育課	(省略)	(省略)	生涯学習部	社会教育課	(省略)	(省略)

新				旧			
	スポーツ振興課	(省略)	(省略)		スポーツ振興課	(省略)	(省略)
	アキシマエンシスマ管理課	管理係	(1) アキシマエンシスの管理運営に関すること。 (2) 指定管理業務の評価・モニタリングに関すること。 (3) 図書の購入及び廃棄の決定に関すること。 (4) 図書館協議会に関すること。 (5) その他課の庶務に関すること。		アキシマエンシスマ管理課	管理係	(1) アキシマエンシスの管理運営に関すること。 (2) 指定管理業務の評価・モニタリング及び労働条件審査に関すること。 (3) 図書の購入及び廃棄の決定に関すること。 (4) 図書館協議会に関すること。 (5) その他課の庶務に関すること。
		文化財係	(1) 市史及び文化財の保護、調査に関すること。 (2) 郷土資料室の管理運営に関すること。 (3) 指定管理業務の評価・モニタリングに関すること。			文化財係	(1) 市史及び文化財の保護、調査に関すること。 (2) 郷土資料室の管理運営に関すること。 (3) 指定管理業務の評価・モニタリング及び労働条件審査に関すること。

昭島市教育委員会検査事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月26日

昭島市教育委員会  
教育長 山下 秀 男

昭島市教育委員会規則第 6 号

昭島市教育委員会検査事務規則の一部を改正する規則

昭島市教育委員会検査事務規則（平成8年昭島市教育委員会規則第5号）の一部を次のとおり改正する。

別表教育委員会検査員の項を次のように改める。

- 1 昭島市教育委員会に係る次に掲げる契約
  - (1) 使用料及び賃借料に係る契約で1件の予定価格が40万円を超え80万円以下のもの
  - (2) 原材料費に係る契約で1件の予定価格が30万円を超え150万円以下のもの
  - (3) 需用費のうち消耗品費、燃料費及び印刷製本費に係る契約で1件の予定価格30万円を超え150万円以下のもの
  - (4) 備品購入費に係る契約で1件の予定価格が30万円を超え150万円以下のもの
  - (5) 委託料に係る契約で1件の予定価格が50万円を超え100万円以下のもの
  - (6) 校舎その他の施設の維持管理のための次に掲げる契約で1件の予定価格が50万円を超え200万円以下のもの
    - ア 需用費のうち修繕料に係るもの
    - イ 工事請負費に係るもの

- 2 昭島市教育委員会事務局学校教育部教育総務課に係る次に掲げる契約
- (1) 需用費のうち食糧費に係る契約で1件の予定価格が10万円以下のもの
  - (2) 使用料及び賃借料に係る契約で1件の予定価格が40万円以下のもの
  - (3) 次に掲げる契約で1件の予定価格が30万円以下のもの
    - ア 需用費のうち消耗品費、燃料費及び印刷製本費に係るもの
    - イ 原材料費に係るもの
    - ウ 備品購入費に係るもの
  - (4) 次に掲げる契約で1件の予定価格が50万円以下のもの
    - ア 需用費のうち修繕料に係るもの
    - イ 委託料に係るもの
    - ウ 校舎その他の施設の維持管理のための工事請負費に係るもの
  - (5) 役務費に係る契約
  - (6) 需用費のうち光熱水費に係る契約
  - (7) 物件の借入れに係る契約
  - (8) 昭島市立学校における図書館用資料の購入契約に係るもの
  - (9) 学校給食用食材の購入に係る契約

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

昭島市教育委員会検査事務規則新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新		旧	
別表（第2条関係） 検査員の検査担当区分		別表（第2条関係） 検査員の検査担当区分	
検査員の区分	検査の範囲	検査員の区分	検査の範囲
教育委員会検査員	<p>1 昭島市教育委員会に係る次に掲げる契約</p> <p><u>(1) 使用料及び賃借料に係る契約で1件の予定価格が40万円を超え80万円以下のもの</u></p> <p><u>(2) 原材料費に係る契約で1件の予定価格が30万円を超え150万円以下のもの</u></p> <p><u>(3) 需用費のうち消耗品費、燃料費及び印刷製本費に係る契約で1件の予定価格が30万円を超え150万円以下のもの</u></p> <p><u>(4) 備品購入費に係る契約で1件の予定価格が30万円を超え150万円以下のもの</u></p> <p><u>(5) 委託料に係る契約で1件の予定価格が50万円を超え100万円以下のもの</u></p> <p><u>(6) 校舎その他の施設の維持管理のために次に掲げる契約で1件の予定価格が50万円を超え200万円以下のもの</u></p> <p>ア <u>需用費のうち修繕料に係るもの</u></p> <p>イ <u>工事請負費に係るもの</u></p> <p>2 昭島市教育委員会事務局学校教育部教育総務課に係る次に掲げる契約</p> <p>(1) 需用費のうち食糧費に係る契約で1件の予定価格が10万円以下のもの</p>	<p>1 昭島市教育委員会に係る次に掲げる契約</p> <p><u>(1) 原材料費に係る契約で1件の予定価格が30万円を超え80万円以下のもの</u></p> <p><u>(2) 需用費のうち消耗品費、燃料費及び印刷製本費に係る契約で1件の予定価格が30万円を超え80万円以下のもの</u></p> <p><u>(3) 備品購入費に係る契約で1件の予定価格が30万円を超え80万円以下のもの</u></p> <p><u>(4) 校舎その他の施設の維持管理のために次に掲げる契約で1件の予定価格が50万円を超え130万円以下のもの</u></p> <p>ア <u>工事請負費に係るもの</u></p> <p>イ <u>需用費のうち修繕料に係るもの</u></p> <p>2 昭島市教育委員会事務局学校教育部教育総務課に係る次に掲げる契約</p> <p>(1) 需用費のうち食糧費に係る契約で1件の予定価格が10万円以下のもの</p>	

新		旧	
	(2) 使用料及び賃借料に係る契約で1件の予定価格が40万円以下のもの (3) 次に掲げる契約で1件の予定価格が30万円以下のもの ア <u>需用費のうち消耗品費、燃料費及び印刷製本費に係るもの</u> イ <u>原材料費に係るもの</u> ウ 備品購入費に係るもの (4) 次に掲げる契約で1件の予定価格が50万円以下のもの ア 需用費のうち修繕料に係るもの イ 委託料に係るもの ウ 校舎その他の施設の維持管理のための工事請負費に係るもの (5) 役務費に係る契約 (6) 需用費のうち光熱水費に係る契約 (7) 物件の借入りに係る契約 (8) 昭島市立学校における図書館用資料の購入契約に係るもの (9) 学校給食用食材の購入に係る契約		(2) 使用料及び賃借料に係る契約で1件の予定価格が40万円以下のもの (3) 次に掲げる契約で1件の予定価格が30万円以下のもの ア <u>原材料費に係るもの</u> イ <u>需用費のうち消耗品費、燃料費及び印刷製本費に係るもの</u> ウ 備品購入費に係るもの (4) 次に掲げる契約で1件の予定価格が50万円以下のもの ア 需用費のうち修繕料に係るもの イ 委託料に係るもの ウ 校舎その他の施設の維持管理のための工事請負費に係るもの (5) 役務費に係る契約 (6) 需用費のうち光熱水費に係る契約 (7) 物件の借入りに係る契約 (8) 昭島市立学校における図書館用資料の購入契約に係るもの (9) 学校給食用食材の購入に係る契約
教育委員会所 管課検査員	(省略)	教育委員会所 管課検査員	(省略)

昭島市教育委員会会計年度任用職員の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の設置及びその取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(職等)

第2条 昭島市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年昭島市規則第27号）第2条の規定により任命権者が別に定める職及び昭島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和4年昭島市条例第2号）第12条第1項の規定により任命権者が定める報酬の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(準用)

第3条 この要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員の手当、社会保険、研修等については、昭島市会計年度任用職員の設置等に関する要綱を準用する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表第1（第2条関係）

職名	報酬額	
市立会館業務員	時間額	祝日を除く17時以前 1,240円
みほり体育館業務員 市民会館・公民館業務員		祝日を除く17時以降及び祝日 1,460円
学校情報通信技術支援員	日額	15,730円
学校ICT支援員	時間額	1,630円
学校事務職員	時間額	1,250円
教育活動支援員	時間額	1,280円
地域開放図書館支援員	時間額	1,260円
土曜日補習教室指導員（主任）	時間額	2,130円

土曜日補習教室指導員	時間額	1,630円
土曜日補習教室指導員（学生）	時間額	1,330円
放課後補習教室指導員	時間額	1,630円
小学校外国語指導補助員	時間額	3,630円
中学校外国語指導補助員	日額	16,050円
中学校部活動指導員	時間額	1,730円
中学校部活動指導補助員	時間額	1,630円
日本語指導員	時間額	3,630円
外国語指導補助員	時間額	3,130円
スクールソーシャルワーカー	時間額	2,355円
就学・教育・巡回・転学入級相談員	時間額	2,355円
学校給食栄養士	時間額	1,680円
学校給食栄養士補助員	時間額	1,380円
学校給食調理員	時間額	1,560円
学校給食調理補助員	時間額	1,290円
学校給食配置員	時間額	1,270円
社会教育主事事務員	月額	209,950円
近代史調査職員	月額	222,700円
市史料調査員	月額	120,070円
特別支援学級介助員	時間額	1,350円
特別支援教育相談員	月額	315,000円
学校巡回支援員	時間額	1,350円
エデュケーション・アシスタント	時間額	1,670円
スクール・サポート・スタッフ	時間額	1,260円

別表第2（第2条関係）

職種（補助職）	報酬額	
一般事務	時間額	1,240円
学校事務代替職員	時間額	1,250円
学校用務主事	時間額	1,250円

業務（用務・管理等）	時間額	1,240円
業務（営繕担当）	時間額	1,250円
業務（重作業）	時間額	1,350円
業務員補助	時間額	祝日を除く17時 以前
		1,240円
		祝日を除く17時 以降及び祝日
		1,460円
有資格者（教諭・幼稚園教諭等）	時間額	1,260円
保育士	時間額	有資格
		1,320円
		無資格
		1,240円
看護師	時間額	1,730円
保健師	時間額	1,860円
臨床心理士	時間額	1,860円
助産師	時間額	1,860円
運動指導士	時間額	1,730円
検査技師	時間額	1,860円
歯科衛生士	時間額	1,730円
心理相談員	日額	16,050円
作業療法士	日額	15,190円
視能訓練士	日額	11,560円
水泳指導補助員	時間額	1,630円
栄養士後補充職員	時間額	1,580円
養護教諭後補充職員	時間額	1,830円
小学校特別非常勤講師	時間額	3,630円
学校給食代替調理補助員	時間額	1,290円
学校給食代替配置員	時間額	1,270円
埋蔵文化財発掘調査指導員	時間額	3,130円
副校長補佐	時間額	1,670円

## 昭島市教育委員会会計年度任用職員の設置等に関する要綱新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新			旧		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
職名	報酬額		職名	報酬額	
市立会館業務員	時間額	祝日を除く 17時以前 1,240円	市立会館業務員	時間額	祝日を除く 17時以前 1,240円
みほり体育館業務員		祝日を除く 17時以降及 び祝日 1,460円	みほり体育館業務員		祝日を除く 17時以降及 び祝日 1,460円
市民会館・公民館業務員			市民会館・公民館業務員		
学校情報通信技術支援員	日額	15,730円	学校情報通信技術支援員	日額	15,730円
学校ICT支援員	時間額	1,630円	学校ICT支援員	時間額	1,630円
学校事務職員	時間額	1,250円	学校事務職員	時間額	1,250円
教育活動支援員	時間額	1,280円	教育活動支援員	時間額	1,280円
地域開放図書館支援員	時間額	1,260円	地域開放図書館支援員	時間額	1,260円
土曜日補習教室指導員（主任）	時間額	2,130円	土曜日補習教室指導員（主任）	時間額	2,130円
土曜日補習教室指導員	時間額	1,630円	土曜日補習教室指導員	時間額	1,630円
土曜日補習教室指導員（学生）	時間額	1,330円	土曜日補習教室指導員（学生）	時間額	1,330円
放課後補習教室指導員	時間額	1,630円	放課後補習教室指導員	時間額	1,630円
小学校外国語指導補助員	時間額	3,630円	小学校外国語指導補助員	時間額	3,630円
中学校外国語指導補助員	日額	16,050円	中学校外国語指導補助員	日額	16,050円
中学校部活動指導員	時間額	1,730円	中学校部活動指導員	時間額	1,730円
中学校部活動指導補助員	時間額	1,630円	中学校部活動指導補助員	時間額	1,630円
日本語指導員	時間額	3,630円	日本語指導員	時間額	3,630円
外国語指導補助員	時間額	3,130円	外国語指導補助員	時間額	3,130円
スクールソーシャルワーカー	時間額	<u>2,355円</u>	スクールソーシャルワーカー	日額	<u>17,660円</u>

新			旧			
就学・教育・巡回・転学入級相談員	時間額	2,355円	就学・教育・巡回・転学入級相談員	日額	7.5時間勤務	17,660円
					7.25時間勤務	17,080円
					7時間勤務	16,480円
					6.25時間勤務	14,710円
					5.5時間勤務	12,940円
					5時間勤務	11,770円
	学校給食栄養士	時間額	1,680円	学校給食栄養士	時間額	1,680円
	学校給食栄養士補助員	時間額	1,380円	学校給食栄養士補助員	時間額	1,380円
	学校給食調理員	時間額	1,560円	学校給食調理員	時間額	1,560円
	学校給食調理補助員	時間額	1,290円	学校給食調理補助員	時間額	1,290円
	学校給食配置員	時間額	1,270円	学校給食配置員	時間額	1,270円
	社会教育主事事務員	月額	209,950円	社会教育主事事務員	月額	209,950円
	近代史調査職員	月額	222,700円	近代史調査職員	月額	222,700円
市史料調査員	月額	120,070円				
特別支援学級介助員	時間額	1,350円	特別支援学級介助員	時間額	1,350円	
特別支援教育相談員	月額	315,000円	特別支援教育相談員	月額	315,000円	
学校巡回支援員	時間額	1,350円	学校巡回支援員	時間額	1,350円	
エデュケーション・アシスタント	時間額	1,670円	エデュケーション・アシスタント	時間額	1,620円	
スクール・サポート・スタッフ	時間額	1,260円	スクール・サポート・スタッフ	時間額	1,260円	
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）			
職種（補助職）		報酬額	職種（補助職）		報酬額	
一般事務	時間額	1,240円	一般事務	時間額	1,240円	
学校事務代替職員	時間額	1,250円	学校事務代替職員	時間額	1,250円	
学校用務主事	時間額	1,250円	学校用務主事	時間額	1,250円	

新			旧		
業務（用務・管理等）	時間額	1,240円	業務（用務・管理等）	時間額	1,240円
業務（営繕担当）	時間額	1,250円	業務（営繕担当）	時間額	1,250円
業務（重作業）	時間額	1,350円	業務（重作業）	時間額	1,350円
業務員補助	時間額	祝日を除く 17時以前	業務員補助	時間額	祝日を除く 17時以前
		祝日を除く 17時以降及 び祝日			祝日を除く 17時以降及 び祝日
有資格者（教諭・幼稚園教諭等）	時間額	1,260円	有資格者（教諭・幼稚園教諭等）	時間額	1,260円
保育士	時間額	有資格	保育士	時間額	有資格
		無資格			無資格
看護師	時間額	1,730円	看護師	時間額	1,730円
保健師	時間額	1,860円	保健師	時間額	1,860円
臨床心理士	時間額	1,860円	臨床心理士	時間額	1,860円
助産師	時間額	1,860円	助産師	時間額	1,860円
運動指導士	時間額	1,730円	運動指導士	時間額	1,730円
検査技師	時間額	1,860円	検査技師	時間額	1,860円
歯科衛生士	時間額	1,730円	歯科衛生士	時間額	1,730円
心理相談員	日額	16,050円	心理相談員	日額	16,050円
作業療法士	日額	15,190円	作業療法士	日額	15,190円
視能訓練士	日額	11,560円	視能訓練士	日額	11,560円
水泳指導補助員	時間額	1,630円	水泳指導補助員	時間額	1,630円
小学校特別非常勤講師	時間額	3,630円	小学校特別非常勤講師	時間額	3,630円
学校給食代替調理補助員	時間額	1,290円	学校給食代替調理補助員	時間額	1,290円
学校給食代替配置員	時間額	1,270円	学校給食代替配置員	時間額	1,270円
埋蔵文化財発掘調査指導員	時間額	3,130円	埋蔵文化財発掘調査指導員	時間額	3,130円
副校長補佐	時間額	1,670円	副校長補佐	時間額	1,620円